

# 当院では、薬剤の有効成分をもとにした 一般名処方を行っております。

現在、一部の医薬品において十分な供給が難しい状況が続いており、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなるよう、一般名処方を行っております。

また、令和6年10月より、患者さんの要望を踏まえて一部の先発品（長期収載品※1）を処方等した場合、一部自己負担※2となります。

## 一般名処方とは？

医薬品の「商品名」を指定するのではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

## どのようなメリットがあるの？

医薬品の供給が不足した場合、有効成分が同じ複数の医薬品を選択することが可能となります。

ご不明な点やご質問があれば、主治医または薬剤師にお声掛けください。  
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1 既に特許が切れている後発医薬品のある先発医薬品のことです。

※2 先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1を患者さんが支払うこととなります。